

現代世界経済における貿易ガバナンスに関する一考察 －サプライチェーン貿易時代の国家と企業－

山川俊和*

はじめに

近代資本主義経済における世界貿易の定型化された事実とは何か。第1に、自然条件や技術水準の異なる多数国間で多数の財が多角的に交易されている。第2に、最終財のみではなく中間投入財が取引され、その一部は別の財に組み込まれて再度輸出入されている（近年、この傾向はとみに強まり、総貿易額に占める付加価値貿易比率の低下としてあらわれている）。第3に、交易する諸国間には非常に大きな賃金率格差があるにもかかわらず、それぞれに輸出財と輸入財とがある。第4に、ほとんどの国において、比較優劣が明確な財とともに、いくつかの国と競合関係にある財、いわば、これら競合国間の比較中位財ともいべき財が存在する。時期を第二次大戦後に限定すれば、第5として、先進国間でいわゆる産業内貿易の割合が増大している、という整理がある（佐藤 2015,107）。

現代世界経済における貿易面の特徴としては、中間財の貿易、そして産業内貿易のウエイトが高まっていることがしばしば指摘される。その背景には、企業活動のグローバル化がある。2015年10月に環太平洋経済連携協定（TPP）についての大筋合意が妥結されたように、貿易に関する新しいルール形成の動きも盛んである。TPPは、財貿易の自由化に加え、貿易交渉の対象ではなかった多くの領域をカバーしている点に特徴がある¹。

本稿は、現代世界経済における貿易ガバナンスに注目する。貿易ガバナンスとは、関税および貿易に関する一般協定（GATT）、世界貿易機関（WTO）そして各種の自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）のような貿易システムから構成される。これらのシステムとそこでのルールによって国際貿易が規律づけられる。一方で、ガバナンスの空白部分（ガバナンス・ギャップ）も生まれる。時代によって「貿易」という用語が示す意味合いは変化し、ガバナンスの特徴もまた変化する。アプローチの方法としては、経済構造の変化と、制度面の変化の相互関係に注目する国際政治経済学である。以下では、貿易システムにおけるルールの動向および貿易自体の変容と結びつけ、現代世界経済における貿易ガバナンスの特徴を明らかにしていく。ただし、主題と紙幅の関係から貿易交渉の政治過程を具体的に述べることはしない。

*下関市立大学経済学部（yamakawa@shimonoseki-cu.ac.jp）。

¹ TPPが加盟国にあたえる影響や、制度の問題点について、本論文では検討しない。筆者の見解は、山川（2015a）を参照されたい。

I 「ガバナンス」をめぐって

1 国際レジーム

「ガバナンス」については、ヤング (O. Young) によってなされた概念規定と整理がよく知られている。ヤングは、「制度」を「(公式・非公式の) ルールあるいは約束事の集合」という最も広い概念として定義する。そしてこの制度のひとつにガバナンス・システムがあり、それは「ある社会集団のメンバーに共通の関心事について、集団的選択を行なうための特別な制度」であるとする。ガバナンス・システムのひとつとして、「レジーム」があり、それはガバナンス・システムよりも「限定された問題領域群、あるいは単一の問題領域を扱う」ものと理解されている。そして更に狭い意味で、正式の事務局や予算をもつ実態的な「組織」(そのひとつが政府)があるものと定義される (Young 1994, 26)。

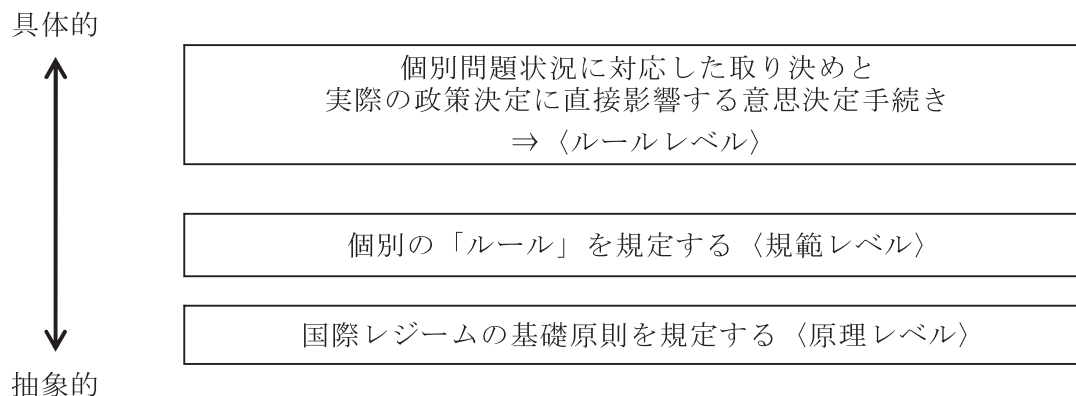
国内における民間主体の間でも、経済的利害の対立は政治的な対立として現れる。民間主体同士の紛争においては、正統性の明確な基準として法を引き合いに出すことができる。法は、国家が遵守を強制しているもので、対立を妥協に導くことが容易である。しかし、国際関係における国家には同様の手段は存在しない。「世界政府」が存在しないからである。それゆえ、国家間の対立においては、国家間で取り決めたルールを基準にして妥協をはかるしかない。ルールは対立発生後の妥協の基準として役立つだけでなく、事前に対立を回避するよう諸国の行動を誘導するはたらきもする。しかし、問題に対応するルールが常に最初から用意されているわけではない。ルールは事後的に、すなわち紛争や集合行為問題が生じ、諸国がその悪影響を経験した後でしか構築されないのが普通である。歴史の中で構築されたこうしたルールの総体、およびルールを運用していくために設けられた制度の総体が、「国際レジーム」である (宇仁ほか 2003, 196-197)。

国際レジームについて広く知られている定義は、おそらくクラズナー (S. Krasner) のものだろう。クラズナーにあって国際レジームとは、「国際関係のある一定の問題領域において、アクター間で共有される暗黙あるいは明示された原理、規範、ルール、そして意思決定のプロセスのセットから構成され、それによって各メンバーの行動がコントロールされ、他のメンバーの行動についての期待が収斂していくという機能を持つものである」(Krasner 1983, 2) と定義されている。クラズナーは、国際レジームへの一次的な接近として、その定義を非常に広くとらえたが、レジームには、①問題領域：特定の問題領域にレジームは成立する (あるいは存在しない、いわゆる「ノンレジーム」)、②行為者 (アクター)：国家あるいは非国家 (NGO や企業)、③規範：分野・領域ごとにいかなる状態が望ましいものであるかを示すもの (平和 (紛争防止)、人道、人権、経済厚生 of 増大 (完全雇用)、環境保全など)、④科学的な知識・事実：事実や因果関係に関する認識 (知識)、⑤ルール、⑥集団的意志決定の手続き、⑦実行のためのプログラム・組織、⑧期待の収斂するところ、といった要素が包含されている (山本 2008)。

国際レジームとは多層的なものである。国際レジームは大きく分けて、①〈原理レベル〉(ある領域における国際関係のあり方を定義し、当該領域の国際レジームの基礎原則を規

定する原理)、②〈規範レベル〉(原則に照らして正統的・非正統的な行動とはなにかを指示し、権利と義務を定義する規範)、③〈ルールレベル〉(規範よりも詳細に権利・義務を定義するルールと交渉の開始、狭義、ルール変更などの手続きを定める「意思決定手続き」)、から構成される(図表1)²。

図表1 国際レジームの多層性



出所：筆者作成

2 レジームとルール

クラズナーは、レジームの基本的な規範が変化することを「レジームそのものの変容」(Change of Regime)、また基本的な規範は変わることはなくても、行動のルールが変化することを「レジーム内の変容」(Change in Regime)と呼んだ(Krasner 1983)。その意味で、「ルール」の概念も、その性格によって区別される。それが、「構成的ルール」(Constitutive Rule)と「規制的ルール」(Regulatory Rule)の区別である。

国際レジームにおけるルールとは、行為者の行動を律するものである。ルールは階層的である。すなわち、あるルールがあり、その下に、そのルールに従って下位のルールが形成される。たとえば、現在の国際社会においては、主権国家という基本的なルールがあり、そのもとでさまざまなルールが形成されている。国際レジームの多くは、主権国家が合意した行動のルールとして現れる。このようなルールの階層は、幾重にも重なっていると考えられる(山本 2008,126)。

「構成的ルール」とは、関係するアクターといったシステム全体の基本的な特質を決めるものであり、特定の国際レジームに関しても、取り扱う問題領域が何であるかとか、メンバーはだれであるかとか、当該レジームにおいて共有される価値や目的を構成するルールを意味する。そして構成的ルールのもとで、国家など国際関係におけるアクターの行動

² 国際レジームは、基本的に何らかの法律を核として形成されていると想定されるが、日米間の鉄鋼レジームのように、明文法によって規定されない場合もある。その意味で国際レジームとはまさに、「暗黙あるいは明示された」ものだといえる。

を直接に律する具体的なルールが形成される。それが「規制的ルール」である。GATT / WTO レジームにおいては、主権国家体系・自由貿易が構成的ルール、その下に規制的ルールとして、問題領域を設定するルール、またメンバーシップに関するルール、その下に無差別ルールとか内国民待遇といったルール、さらに個別の約束事などが位置付くといった格好である。

さて、国際レジームとはその原理・規範・ルールのセットによって、国家の行動（そして企業の行動）をコントロールするものであった。もしレジームによって国家の行動が有効にコントロールされ、実体経済もとくに問題はなくスムーズに作動するならば、レジームの変容は必要ではなく、そのまま維持されることになる。しかしながら、レジームが作動すること（あるいは、しないこと）により、またはその他の理由で、実体経済の領域、あるいは規範の領域において、なんらかの問題が引き起こされた場合、それを解決しようとする動きが現れる。それは、国際レジームの中の規範や行動ルールの変更、あるいは原理を修正しようという動きが起こると言い換えてもよい。たとえば、実体経済において直接投資の自由化や環境問題が解決されるべき問題と認識されると、その問題を解くために新しいルールや原理が求められる。

そして、それらの問題に関して、さまざまな主体（国家、企業、NGO など）が、それぞれの利益をもち、それらの利益を実現しようとして多様な活動を展開する。そしてそれは、その問題についての独自の新しいレジームを作ろうとする動きにもつながる。また、既存のレジームの中で、そのレジームの集団的な決定の手続きに則り、多角的な交渉が展開する。そして、そのような多角的な交渉を経て、新しいあるいは修正されたレジームが成立することになる。国際レジームに内在する要因と実体経済の変化による要因の相互作用によって、実体経済のさまざまな規範に適應するように変容を遂げてきた（山本 2008, 198 - 199）。ガバナンスをとらえるうえで、国際レジームとルールは重要な位置にある³。

II 貿易ガバナンスの歴史と現状

1 貿易と社会

都留重人は制度派経済学の認識論的特徴を以下の4点に整理している。

(1)生産や消費の開放体系としての性格、したがって、経済学の範囲についてのより広い見方の強調、(2)産業経済の進行する際の進化経路に対する関心と、技術変化と循環的な累積的因果関係の動学的なプロセスの重視、(3)計画というある種の全体的な社会的管理によってのみ与えられる誘導の必要性が強まっているという認識、(4)経済学は積極的に社会的目標や目的を定式化する規範的な科学とならなければならないという認識（都留

³ 国際レジームとルールの観点から、「環境と貿易」、「農産物・食品の安全性と貿易」をめぐるルールとその交渉の政治経済学を展開したものとして、山川（2009）。ここまでの記述は、同論文の序章を参照した。なお、国際レジーム論自体への批判的分析は、別稿にて論じる予定である。

1999, 114)。

「経済学は積極的に社会的目標や目的を定式化する規範的な科学とならなければならないという認識」に立つとして、貿易を社会とのかかわりでどう位置づけたらよいだろうか。都留の整理に基づくと、「いかなる社会を目指すか」のビジョンを前提として、「いかなる貿易をするか」、すなわち「貿易をどう規律づけるか」が決定される。

歴史を振り返ると、社会のビジョンと結びついた典型的な事例が、ブレトン・ウッズ体制である。大恐慌からの需要の急速な減退、「対応」としての保護貿易とブロック経済化、そして世界戦争という苦い経験から、IMFのもとでの固定相場制度を基軸とする国際通貨体制と GATT のもとでの多角的な自由貿易体制を基本とするガバナンス・システムが登場した。こうしたブレトン・ウッズ体制期のガバナンスの特徴は、「埋め込まれた自由主義」(Embedded Liberalism) (Ruggie 1982) と表現されてきた。その所以は、ブレトン・ウッズ体制の下では、一方で国家間で自由貿易を進めるとともに、他方では国内経済の安定を維持するという二つの目的の間の妥協を目指されてきたことによる⁴。つまり、自由貿易の推進と国内経済の安定というビジョンのもとに、貿易を規律づけるルールが設定されたのである⁵。ブレトン・ウッズ体制期の貿易ガバナンスの主体は、紛れもなく国民国家であった。

2 貿易のガバナンス・システム

貿易のガバナンス・システムは、GATT から WTO へと展開し、現在は、メガ FTA が貿易ガバナンスの中心舞台になりつつある。いずれもが、「自由貿易」を「原理レベル」におく国際レジームである。しかし、その中身は大きく異なっている。

GATT は製造業を主な対象とし、農業は自然条件による差が大きいことから関税と数量制限がその調整に使われていた (伊東 2011)。つまり、自由化の対象になる財とならない財には線が引かれていて、その根拠は自然条件のような各国の事情であった。そうした思想の転換点が、ウルグアイ・ラウンドでの WTO 農業協定成立である。協定成立の背景には、農産物貿易をめぐる日米欧の駆け引きがあったことには注意すべきだが、結果として調整の方法は関税化され、原則全てが自由化の対象となり、同時に農業政策という国内

⁴ たとえば、1980 年代後半から 1990 年代そして現在にかけて、「環境と貿易」に関する貿易措置を規定する「ルール」が徐々に形成されてきている。GATT / WTO、そして多国間環境協定 (MEAs) などいくつかの国際レジームにおいて、希少動物保護、有害廃棄物の越境移動規制のような、様々な環境保全を目的とした貿易ルールの展開をみることができる (山川 2015b)。そこでは、環境にかかわるルールが貿易を制約し、貿易に関わるルールが環境政策をはじめとした各種の政策を制約している状況が看取できる。その点につき長期的に見れば「埋め込まれた自由主義・パート II」の形成のプロセスにあり、環境、開発 (南北格差)、人権、文化多様性など他の国際的規範との制度的な妥協と見る向きもある (山本 2008)。

⁵ 「埋め込まれた自由主義」の崩壊プロセスと「グローバル金融」の復活については、Helleiner (1994) を参照されたい。

政策に国際貿易規律が介入するようになった。

途上国開発という観点からも触れておこう。GATTは、「関税主義」、「相互主義」、「内外無差別」（「一般的最恵国待遇」と「内国民待遇」）を実現するためのルールを、交渉の進め方を含めて備えている。その一方で、こうしたルールの例外として、「特別かつ異なる待遇」の制度化や、一般特惠関税の導入、さらにはGATT外での一次産品の価格安定化のための国際商品協定の存在を認めていた。とはいえ、相互主義に基づき加盟国間の「形式的平等」を求めるGATTのルールは、先進国とは本質的に異なる政治経済構造を持つ途上国に対して、国際貿易上の条件と成果の「実質的不平等」を拡大させる結果となった（鳴瀬 2010a）。

図表2 多角的貿易交渉と貿易交渉の内容

	開催年	開催地または名称	参加国・地域数	主要交渉内容
第1回	1947年	ジュネーブ	23	45,000品目について関税譲許
第2回	1949年	アムシー	13	5,000品目について関税譲許
第3回	1950～51年	トーキー	38	8,700品目について関税譲許
第4回	1956年	ジュネーブ	26	3,000品目について関税譲許
第5回	1960～61年	ディロン・ラウンド	26	4,000品目について関税譲許
第6回	1964～67年	ケネディ・ラウンド	62	関税の一括引き下げを試み、30,300品目について関税譲許、鉱工業品で33%の関税引き下げ。アンチダンピング措置の交渉。
第7回	1973～79年	東京ラウンド	102	33,000品目について関税譲許、鉱工業品で33%の関税引き下げ。非関税障壁の軽減に関する交渉。鉱工業品で33%の関税引き下げ。
第8回	1986～94年	ウルグアイ・ラウンド	123	繊維・農産物貿易の自由化。サービス貿易、知的財産権、国際投資に関するルール化。
第9回	2001～	ドーハ開発アジェンダ	153 (現在162カ国・地域加盟)	農業、鉱工業品分野、サービス、ルール、貿易円滑化、開発、知的財産権、環境。 ※3つのプブリ交渉

注：プブリ交渉とは、有志国による個別ルール・分野ごとの複数国間交渉を指す。現在ITA（情報技術協定）拡大交渉、環境物品交渉、新たなサービス貿易協定交渉が進行している。

出所：『通商白書 2009』、鳴瀬（2010b）、『通商白書 2015』を参考に筆者作成。

図表2は、多角的貿易交渉と貿易交渉と貿易交渉の内容についてまとめている。戦後国際貿易ルールとは、多角主義のGATTを核に、各国の事情と産業の特性を考慮した、国民国家間の「浅い統合」を基本とする。東京ラウンドまでは、そうした戦後国際貿易ルールが適用されてきたことが、交渉内容からも見て取れる。その路線が転換したのが、ウルグアイ・ラウンドにおける新分野のルール制定である。それが、「サービス貿易に関する

一般協定 (GATS)」、[知的財産の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」、[貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMS 協定)』である⁶。とくに TRIMS 協定は、投資受け入れ国の、①ローカルコンテンツ要求、②輸出入均衡要求、③為替規制、④輸出制限などを禁止した。なかでもローカルコンテンツ要求の禁止は、外国企業を途上国の開発に役立てる道を制約すると批判されてきた。

戦後国際貿易ルールの基本線は、ウルグアイ・ラウンドから、二つの意味で崩れていく。ひとつは国民国家ごとの事情や産業の特性よりも自由貿易が優先される度合いが高まったことである。もうひとつは、企業活動のグローバル化である。経済構造の変化により、物品の貿易の自由な移動を確保するための貿易ガバナンスに、「貿易に関連する」企業のグローバルな活動を確保することが追加された。こうしたウルグアイ・ラウンド以降の貿易ガバナンスの変容は、「貿易政策」の概念にも再考を迫る⁷。

図表 3 は、貿易政策を類型化して整理したものである (Young 2007)。整理にあたっての観点は、政策手段の焦点 (競争か市場の失敗か) と、政策手段の地理的位置 (国境か国境の内側か) である。貿易政策はそれぞれ、「伝統的貿易政策」(焦点:競争・地理:国境)、「通商政策」(焦点:競争・地理:国境の内側)、「社会的貿易政策」(焦点:市場の失敗・地理:国境の内側)そして「差別的輸入規制」(焦点:市場の失敗・地理:国境)に区別されている⁸。

戦後国際貿易ルールが想定していた対象は、「伝統的貿易政策」であり、「通商政策」ではなかった。財貿易をめぐる国境措置の問題を対象としていたからこそ、「浅い統合」ととどめることが可能だったのである。一方で、「通商政策」のカテゴリーに登場してくる国境の内側、いわゆる Behind the border の経済事象は、「伝統的貿易政策」が想定していなかったところか、物品の国境をこえた市場取引が「貿易」であるとみなす伝統的な理解を覆すものだった。企業活動のグローバル化が、財とサービスの貿易を形作る。このことを WTO ルールとして制度化したのである。「貿易」をめぐる国家と企業との位置関係は、戦後国際貿易ルールのころとは大きく異なっている。

⁶ TRIPS 協定の問題点としては、(1)医薬品アクセス問題:高額の特許料のために途上国は生命にかかわる医薬品を入手できない(現在は例外措置が設けられ、暫定的に決着)、(2)伝統的知識の保護の問題:先進国が途上国の先住民が共有している知識を入手して開発した製法について特許を取得する(バイオパイラシー、生物資源の略奪行為)などが指摘されている。サービス貿易については、交渉の焦点は「海外拠点の設置によるサービスの提供(第4モード)」にあり、途上国の関心が高い人の移動とサービスについては交渉が進まないという問題がある(鳴瀬 2010a)。

⁷ 多国籍企業(超国籍企業)によって生産がグローバル化し、企業からすると国境の存在が相対化されていくことについては、ドラッカー(1997)。資本移動のもとでの国際貿易の構造変化をいち早く指摘していた。

⁸ 「市場の失敗」に対応する「社会的貿易政策」と「差別的輸入禁止」は、現代の貿易政策を考える上できわめて重要だが、主題との関係から本論文ではこれ以上扱わない。

図表3 貿易政策の諸類型

		政策手段の地理的位置	
		国境	国境の内側
政策手段の焦点	競争	伝統的貿易政策 (Traditional trade policy) <ul style="list-style-type: none"> • 関税 • 数量制限 • 貿易促進 • 農業 (輸出補助金、課徴金) 	通商政策 (Commercial policy) <ul style="list-style-type: none"> • サービス • 知的所有権 • 補助金 • 貿易関連投資措置 • 投資 • 競争政策 • 政府調達 • 農業 (補助金)
	市場の失敗	【差別的輸入禁止】(discriminatory import bans)	社会的貿易政策 (Social trade policy) <ul style="list-style-type: none"> • 衛生検疫に関するルール • 貿易の技術的障壁 • 環境 • 労働基準 • 農業の多面的機能

出所：Young (2007), p.291 より筆者作成。

II サプライチェーン貿易時代のガバナンス

1 サプライチェーン貿易の登場

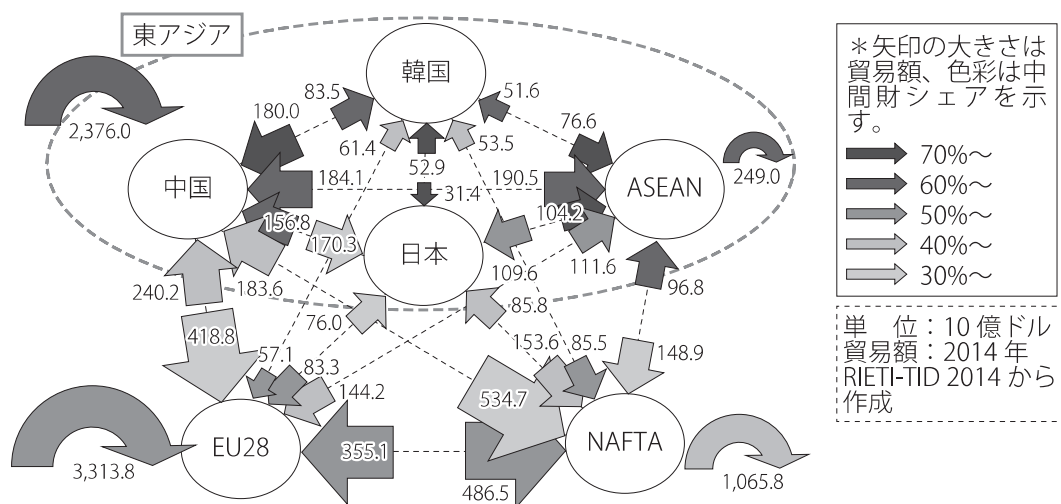
企業活動のグローバル化が生み出す貿易とはどのようなものか。ここでは、ジュネーブ高等国際問題・開発研究所教授であるボールドウィン (R. Baldwin) の見解をもとに議論する。

ボールドウィンは、貿易の構造変化を、アンバンドリング (Unbundling) という概念で説明する。まず、19世紀の蒸気革命 (鉄道と蒸気船) によって、「生産と消費が分離する」第1のアンバンドリングが進展した。第1のアンバンドリングとは、従来は各消費地内に制約されていた生産活動が、消費地を離れ、工業地帯に集約されることを指す。生産活動は拡大、高度化して、規模の経済を追求するようになる。比較優位に沿って、国を越えた交易も盛んになる。これらの背景には、輸送コストの劇的な低下にともなう貿易コストの減少という要因がある。構造変化のもうひとつの大きな要因は、1980年代半ばからのICT革命によって、「生産工程が国を越えて複数に分離する」第2のアンバンドリングが可能となったことである。第2のアンバンドリングとは、生産活動内の情報伝達にICT技術を取り込むことにより、高度な生産活動を維持したまま生産工程を地理的に分散することを指す。国境を越えて生産性向上のための情報を共有可能になるため、生産工程ごとの海外移転が加速する。たとえば労働集約的な工程だけを新興国に立地することが可能に

なる (Baldwin 2012)⁹。

ボールドウィン⁹は、第2のアンバンドリングは実は貿易よりも技術的ノウハウにかかわるものであり、貿易現象としてとらえると本質を見誤ることになる、と指摘している。その理由として、①先進国の企業が経営、生産技術、マーケティングなどに関する自社のノウハウを途上国の低廉な労働力と結合させることに意味があること、②海外移転された生産工程がそれ以外の生産ネットワークと切れ目なく連結し、並行して発展していかなければならないことを挙げている。企業のグローバル化への動機は、自社のノウハウと途上国の低賃金を組み合わせて、グローバルなネットワークを活用することにある。貿易と投資は、この動機を実現するプロセスの表象にすぎない (ボールドウィン 2013)。すなわち、(とくに中間財の) 輸出や直接投資を行うことは、かつては珍しかったかもしれないが、現代のグローバルな生産システムにおいてはごく当たり前の現象だというのが彼の見方である。

図表4 東アジア・EU・北米間貿易の実態



出所：『通商白書 2015』、312 頁より転載。

第2のアンバンドリングは、企業の生産ネットワークあるいはサプライチェーンの中に組み込まれた貿易 (サプライチェーン貿易) を登場させた。ボールドウィンは、財が国境を越えるのが 20 世紀の貿易問題であり、21 世紀の貿易問題は、財、ノウハウ (知識)、投資、技術とサービスが双方向で国境を越えるのだと指摘する。そして、企業は有形・無形資産を海外へ「オフショアリング」を行うことになる。こうしたグローバルなサプライチェーンの構築にあたって必要となる複雑な国際取引の組み合わせを「貿易／投資／サービス／

⁹ こうした変化は、大規模な生産設備を必要とする鉄鋼業などの「装置産業」から、スマートフォンに代表される「組立産業」に、東アジアの基幹産業がシフトしていることと無縁ではないように思われる。

知的財産権の結合体 (the trade-investment-services-IP nexus)」と名づけている (Baldwin 2013)。

結果として、貿易・分業の力点は「国から地域へ」と移行する。現実にも、欧州地域、北米地域、東アジア地域といった国境を越えた「地域での国際分業」が進展する。東アジア地域では、多くの中間財 (部品) が日本、韓国及び ASEAN から中国に輸出され、中国などで組み立てられた完成品が北米・EU 等の大市場に輸出されている (図表 4)。

ボールドウィンによれば、20 世紀の貿易システムは、20 世紀の貿易問題に対応し、財を「売るための」システムである。そして、20 世紀の貿易の政治経済学は、市場アクセスの「交換」(関税に代表される国境措置の引き下げ交渉) が焦点であった。21 世紀の貿易システムは、財・サービスを「作るための」システムである。21 世紀の貿易の政治経済学は、「北」の企業と「南」の政策改革 (投資をいかにするか/投資をいかに呼び込むか) と、サプライチェーンの構築に焦点が移る (Baldwin 2012)。

2 貿易ガバナンスへの視点

図表 5 メガ FTA の交渉分野と WTO 協定の比較

交渉分野		TPP	HEU	TTIP	RCEP	WTO
物品貿易		○	○	○	○	○
貿易救済、補助金		○	○	○		○
貿易円滑化		○	○	○	○	○
貿易の技術的障害 (TBT)		○	○	○		○
衛生植物検疫 (SPS)		○	○	○		○
サービス貿易		○	○	○	○	○
投資保護・自由化		○	○	○	○	△ 2
知的財産		○	○	○	○	○
競争・国有企業		○	○	○	○	
電子商取引		○	○	○	△ 1	
政府調達		○	○	○		△ 3
環境		○	○	○		
労働		○	○	○		
紛争解決		○	○	○	○	○
分野横断的事項		○	○	○		
基準・認証、規制協力			○	○		

注：△ 1 は、明示的に交渉分野として立てられていないものの、他の分野の中で交渉されている。△ 2 は TRIM のみ。△ 3 は複数国間 (プブリ) 協定。

出所：『ジェトロ世界貿易投資報告 2015 年版』より筆者作成。

図表 5 は、TPP、日 EU・EPA、米 EU 包括的貿易投資協定 (TTIP)、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) などいわゆるメガ FTA の交渉分野を WTO 協定と比較している。GATT・ウルグアイ・ラウンド以降で進行した「伝統的貿易政策」から「通商政策」への変化が、メガ FTA とくに TPP、日 EU・EPA、TTIP の交渉分野に反映されている。図表 4 の元資料 (『通商白書』) には、東アジアにわたって構築されたサプライチェーンをカバーする経済連携の実現が必要だと記されている。そこでルール化されるものは、財だけでな

く、カネ、サービス、知的財産権などの結合体（ボールドウインの言う“The nexus”）ということになる。なお日 EU・EPA と TTIP では、過去の貿易協定にはない基準・認証や規制協力の分野についても議論を進めている。

ボールドウインは、20 世紀の貿易、21 世紀の貿易に対応するシステムを、それぞれ WTO1.0 と WTO2.0 と呼んでいる。多角主義によるグローバル・ガバナンスを有し、20 世紀の貿易を円滑に行うように加盟国やルールが決められているのが、現行の WTO（1.0）である。一方、TPP のようなメガ FTA によるガバナンスは、地域と加盟国が限定されており、グローバルなルールを持たない。メガ FTA による世界貿易のガバナンスの分裂を避ける唯一の方法は、現行の WTO を 21 世紀の貿易に対応できるように多角化して新たな構造に変えること、すなわち WTO2.0 を構想することだとする。伝統的貿易をガバナンスする WTO とサプライチェーン貿易のルールをガバナンスするメガ FTA の二本柱が、世界貿易のガバナンスを支えていくことになろうと結論づけている（Baldwin 2012；西口 2016）。

メガ FTA で日本の FTA カバー率は一気に 7 割以上に拡大する。TPP や RCEP、日本・EU・EPA など交渉中のメガ FTA 参加国との貿易額を足し合わせると、FTA カバー率は 73.3% になり、韓国、米国、EU のカバー率を上回る。こうしたメガ FTA のブームの中で、WTO の状況はどうなっているだろうか。以下の 3 点に整理されている（『通商白書 2015 年版』）。

- ① WTO の交渉機能：2001 年、WTO 設立後の初のラウンド交渉として「ドーハ開発アジェンダ」が立ち上げられ、15 年経った現在に至るまで交渉が継続されている。ラウンド交渉が進まない中、ITA 拡大交渉のほか、環境物品交渉や、新たなサービス貿易協定といった有志国による個別ルール・分野ごとの複数国間交渉（プल्ली交渉）が積極的に行われている。
- ② WTO の監視機能：保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。
- ③ WTO の紛争解決機能：二国間の貿易紛争を政治化させることなく中立的な準司法的手続きによって解決するシステムである。

上記の②と③のような WTO 自体が持つ機能はこれからも残ると予想されるものの、「多角的な」貿易交渉が WTO において進展することはあるだろうか。①の交渉機能については、個別分野でのプल्ली交渉が進んでいる点が注目される。プल्ली交渉は、一括受託方式など WTO の意思決定が抱える問題への対応（＝新たなルール形成のプロセス）という側面がある。ただし、プल्ली交渉の合意結果は、最恵国待遇ベースで WTO 加盟国全体には波及しない。プल्ली交渉の評価をここで結論づけることはできないが、GATT から続く、多角主義を具現化してきた国際レジームとしての WTO を再定義することになるかもしれない。

おわりに

現代世界経済における貿易ガバナンスは、多角主義に基づく「浅い統合」（国境措置）から、二国間・地域主義に基づく「深い統合」（国境措置＋国境内措置）へと着実に進んでいる。都留の議論に立ち戻って考えると、今日の二国間・地域主義に基づく「深い統合」へと進む貿易ガバナンスとは、いかなる社会ビジョンと結びつけてとらえればよいのだろうか。

まず確認しておくべきは、現代の「貿易政策」では、「伝統的貿易政策」の対象よりも、「通商政策」の対象が重要になりつつあることだ。議論の焦点はさまざまなルールとそのハーモナイゼーションである。こうした傾向についてスティグリッツ（J. E. Stiglitz）は、TPPやTTIPなどメガFTAが「自由貿易」協定なのであれば、関税も非関税障壁も補助金も全部自由化すればよいはずだが、現実はそうになってはいない。むしろ、複雑なルールが絡まり合った「管理貿易」協定としての性格を色濃くしていること、そして多国籍企業に過度に傾斜したルールがアメリカ経済の格差を広げてしまうリスクを問題視する（Stiglitz 2015）。

貿易ガバナンスの現状からは、国民国家の多様性と国内の統合よりも、企業を重視する社会ビジョンが見てとれる。国家は企業活動のグローバル化をサポートする存在として、自国のルール改変を伴う協定へと積極的にコミットしている。GATTの時代とは異なり、企業活動に対してより多くの「自由」あるいは権限を与えることが、サプライチェーン貿易時代のガバナンスの重要な役割となっている。

図表6 貿易の世界的停滞（単位：10億米ドル）

		財貿易				サービス貿易			
		2010	2014	2015	2015年の成長率	2010	2014	2015	2015年の成長率
輸出	世界	15302	18997	16484	-13%	3953	5068	4747	-6%
	発展途上国	6438	8478	7345	-13%	1125	1472	1435	-2%
	移行経済国	609	764	526	-31%	98	126	103	-18%
	先進国	8255	9755	8614	-12%	2730	3470	3208	-8%
	後発発展途上国	162	206	154	-25%	24	39	41	4%
輸入	世界	15421	19007	16671	-12%	3847	4954	4678	-6%
	発展途上国	6020	7988	7033	-12%	1334	1851	1835	-1%
	移行経済国	453	553	384	-30%	122	184	140	-24%
	先進国	8947	10467	9254	-12%	2391	2919	2703	-7%
	後発発展途上国	169	266	242	-9%	60	85	83	-3%

出所：UNCTAD ホームページより筆者作成

(http://unctad.org/en/pages/newsdetails.aspx?OriginalVersionID=1230&Sitemap_x0020_Taxonomy=Statistics;)

マクロ経済の観点からは、企業活動のグローバル化とサプライチェーン貿易の拡大が、それぞれの国の経済発展につながる必要がある。本論文では検証できていないものの、少なくとも貿易拡大と経済発展という関係性の論理は自明ではない。その関係性が成立するには、少なくとも輸出の増加を前提として企業収益が拡大することが求められそうだが、

図表6にあるように貿易の世界的停滞は著しい。この停滞が一時的ではなく構造的なものであれば、世界貿易の拡張傾向を無批判に前提として議論を組み立てることはできない。事実、すでに結ばれたFTAの輸出振興効果は限定的であるとの意見も聞こえてくる¹⁰。そういう事実が積み上げられてくると、企業活動のグローバル化を支える貿易ガバナンスが、国民国家「全体」にとって望ましいものかとの懐疑心も強くなるだろう。

もう少しだけ理論的な論点を提起しておこう。経済のパイが拡大するのであれば、現実においても「ヒックスの楽観」にもとづく「(仮想的)補償原理」が正当化され、自由貿易による勝者と敗者が生まれたとしても、社会全体の経済的改善の中で問題は処理されていくかもしれない¹¹。しかし、経済のパイの拡大が見込めず世界的な格差社会に突入していること、エコロジック的危機が徐々に具体化していることに鑑みると、同じような楽観論で貿易自由化の帰結をとらえてよいのだろうか。われわれはどの分野でどの水準まで貿易を自由化する必要があるのか、もしかしたら貿易はもう十分に自由化されているのではないか。こうした論点を含め、低成長と持続可能性を前提とした貿易の規範的あり方を考察する必要もあろう。

貿易ガバナンスの論点は、多岐にわたっている。たとえば、「社会的貿易政策」の問題、「貿易不利益」の視点からの貿易ガバナンスのあり方、格差問題など社会的課題の貿易ガバナンスへの「埋め込み」などである。一部はWTO1.0にかかわる問題であるし、一部はこれまでの貿易ガバナンスにおいては正面から取り扱われてこなかった問題である。サプライチェーン貿易とそのガバナンスの意義を否定するわけではない。しかし、「企業」のための貿易ガバナンス論とは異なる、「社会」のための貿易ガバナンス論もまた、現代世界経済における重要な論点である。稿を改めて論じることとしたい。

参考文献

- 伊東光晴 (2011) 「戦後国際貿易ルールの理想に帰れ (上)」『世界』(岩波書店)、5月号。
 宇仁宏幸・坂口明義・遠山弘徳・鍋島直樹 (2004) 『入門・社会経済学——資本主義を理解する』ナカニシヤ出版。
 神取道宏 (2014) 『ミクロ経済学の力』日本評論社。
 佐藤秀夫 (2015) 「(書評) 塩沢由典『リカード貿易問題の最終解決——国際価値論の復権』」『季刊経済理論』(経済理論学会) 第52巻2号。
 都留重人 (1999) 『制度派経済学の再検討』岩波書店。
 ドラッカー・ピーター (1997) 「グローバル・エコノミーと国民国家」『中央公論』(中央公論社)、11月号。

¹⁰ たとえば、日本経済新聞 2016年5月30日朝刊「世界の貿易ナゾの停滞」。また、筆者が2015年11月14日に韓国農村経済研究院(KREI)において行ったヒアリング調査では、韓米FTAの輸出振興効果はきわめて限定的であることが話題になった。

¹¹ 「ヒックスの楽観」と「(仮想的)補償原理」については、さしあたり神取(2014)、460-472頁を参照。

- 鳴瀬成洋 (2010a)「グローバル化と WTO」石田修・板木雅彦・櫻井公人・中本悟編『現代世界経済をとらえる Ver.5』東洋経済新報社。
- 鳴瀬成洋 (2010b)「戦後世界経済——自由貿易体制の展開と変容」松村敏・玉井義浩編『初めて学ぶ人のための経済入門』倍風館。
- 西口清勝 (2016)「WTO2.0 と GVC2.0 ——世界貿易のガバナンスとグローバル・バリュー・チェーン」『世界経済評論 impact』 (<http://www.world-economic-review.jp/impact/article631.html>)。
- ボールドウィン・リチャード (2013)「グローバル化に関する誤謬」 (http://www.ide.go.jp/Japanese/Event/Sympo/pdf/2013WTO_Keynote1_Baldwin_paper_jp.pdf)。
- 山川俊和 (2009)『環境関連貿易ルールの政治経済分析——安全性問題を中心に』一橋大学大学院経済学研究科博士学位取得論文。
- 山川俊和 (2015a)「社会的共通資本がある世界と国際経済——宇沢弘文の TPP 批判を中心に」『現代思想』2015年3月臨時増刊号、青土社。
- 山川俊和 (2015b)「『環境と貿易』とアジア経済——貿易を通じた自然資源利用・消費と新興経済圏の台頭を中心に」『地域共創センター年報』(下関市立大学)、第8号。
- 山本吉宣 (2008)『国際レジームとガバナンス』有斐閣。
- Baldwin Richard (2012), “WTO2.0: Global Governance of Supply-chain Trade,” *CEPR Policy Insight*, No.64, December 2012, Center for Economic Policy Research.
- Baldwin Richard (2013), “Global Supply Chains: Why They Emerged, Why They Matter, and Where They are Going,” in Elms Deborah and Low Patrick eds. *Global Value Chains in a Changing World*, World Trade Organization and Fung Global Institute.
- Helleiner Eric (1994), *States and the Reemergence of Global Finance: From Breton Woods to the 1990s*, Cornell University Press. (エリック・ヘライナー (2015)『国家とグローバル金融』矢野修一・柴田茂紀・参川城穂・山川俊和訳、法政大学出版局)。
- Krasner Stephen ed. (1983), *International Regimes*, Cornell University Press.
- Ruggie John (1982), “International Regimes, Transactions and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order,” *International Organization*, 31 (4).
- Stiglitz E. Joseph (2015), *The Great Divide: Unequal Societies and What We Can Do About Them*, W.W. Norton. (ジョセフ・E・スティグリッツ (2015)『世界に分断と対立を撒き散らす経済の罨』峯村利哉訳、徳間書店)。
- Young Oran (1994), *International Governance: Protecting the Environment in a Stateless Society*, Cornell University Press.
- Young R. Alasdair (2007), “Trade Politics Ain’t What It Used to Be: The European Union in the Doha Round,” *Journal of Common Market Studies*, 45 (4).